

別紙 1（第 3 条関係）

インクルーシブ雇用推進業務 仕様書

1 総則

インクルーシブ雇用推進業務（以下「業務」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書により実施するものとする。

2 事業の目的・趣旨

近年、就労に結びついていない就労困難者の問題が顕在化している。障害者手帳を持つ障害者については、比較的、充実した本人支援制度が展開されており、また企業への雇用義務付けがあることから、ある程度、就労が進んできている。反対に、全国に約1,500万人（※1）、静岡市内で約8万人（※2）いるとされる就労困難者（※3）については、就労意欲・能力があるにもかかわらず、本人への支援制度が未整備であり、また雇用する側のメリット・ノウハウが未確立であることから、就労があまり進んでいない状況である。こうしたことから、これら就労困難者の孤立化・疎外感の高まりといった社会的問題及び生活困窮・自立阻害といった経済的問題も生じている。

一方で、企業側に目を向けると、生産年齢人口は減少の一途であり、静岡市においても令和12年までの10年間で約3万人減少すると見込まれている。加えて、静岡商工会議所の令和5年度調べによると会員企業の約7割は、採用計画未達となっている。また、静岡市が令和5年度に実施した実態調査によれば、市内企業の約6割が「人手不足」と回答している。さらに、静岡労働局管内では、有効求人倍率が高止まり状態であり、特に警備・保安分野及び福祉・介護分野などで顕著となっている。以上から、企業の人手不足はかなり深刻であり、従来の採用活動では必要な人員を確保することは困難な状況になっていると言わざるを得ない。

そこで、静岡市では、これまで雇用の機会が十分になかった「就労困難者」に着目し、就労困難者本人へは新たな支援の枠組みを構築することを、企業へはこうした就労困難者を雇用するための基準づくりや、雇用のメリット・ノウハウを確立させることを目指すべく、「インクルーシブ雇用推進事業」を実施する。本事業では、主に①就労困難者雇用の相談があった企業等への支援（コンサルティング）、②就労困難者雇用の可能性がある企業等の新規開拓、③就労困難者雇用マッチング・継続雇用に向けた指導・助言等を行うことにより、多様な就労困難者の持続的なインクルーシブ雇用のための支援手法を検証・考察し、これらを「インクルーシブ雇用モデル」として確立することを目指す。併せて、障害者手帳を持つ障害者のように、企業等が客観的かつ明確に就労困難者を雇用できるよう、「就労困難者を判定する仕組み」を構築することも目指す。

※1 2018年、公益財団法人日本財団調べ

※2 公益財団法人日本財団の全国推計値を、静岡市の人口割合で按分したもの

※3 就労することに困難を抱えている、障害者手帳を持たない障害者、難病患者、ニート、ひとり親、就職氷河期世代、高齢者等、がん患者、外国人、性的マイノリティ、ひきこもり、生活困窮者、生活保護受給者及び刑務所出所者等のことを指す。

3 本事業の対象

(1) 企業等

静岡市内の企業等

(2) 就労困難者

- ① 本事業の対象とする就労困難者は、就労に困難を抱えている次の表のいずれか又は全てに該当する静岡市民（静岡市外から静岡市内へ現に通勤し又はこれから通勤しようとする者を含む。）とする。

なお、年齢又は在学の有無で定義する属性を除き、未成年者又は在学中の者なども幅広く対象とする。

区分	定義	市内支援対象者数（推計）
ア 障害者手帳を持たない障害者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれも所持しない者のうち、これら障害者と同等の障害があると認められるもの	約19,000人
イ 難病患者	難病であると医師から診断を受けた者（障害者手帳を所持している者を除く。）	約5,000人
ウ ニート	35歳未満の無業者（家事、就学、就労又は職業訓練のいずれも行っていない者のことをいう。）	約3,100人
エ ひとり親	婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない者（その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいるものを除く。）のうち、生計を一にする子がいるもの	約3,500人
オ 就職氷河期世代	昭和45年から昭和60年までに出生し、いわゆる「就職氷河期」に学校を卒業し、就職時期を迎えた者のうち、現在、無業又は不安定な就労状態にあるもの	約6,000人
カ 高齢者等	高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第2条で規定する者	約22,000人
キ がん患者	がん（悪性腫瘍）であると医師から診断を受けた者（寛解した者を除く。）	

ク 外国人	在留カード又は特別永住者証明書の交付を受けた者(就労活動に制限のない在留資格を有している者に限る。)	
ケ 性的マイノリティ	比較的多数の者とは異なる性的指向を持っている者又はからだの性と異なる性を自認している者	
コ ひきこもり	社会的参加(家事、就学、就労又は職業訓練若しくは家庭外での交友など)を回避し、原則として6か月以上に渡って家庭に留まり続けている者	
サ 生活困窮者	生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条で規定する者	
シ 生活保護受給者	生活保護を受けている者	
ス 刑務所出所者等	刑事収容施設から釈放された元受刑者又は少年院を退院した元在院者(仮釈放された者又は仮退院した者を含む。)	
セ その他	上記アからスまでの該当の有無を明確に判断できないものの就労支援が必要と認められる者	

② 事業の主なターゲットとする就労困難者(重点対象とする就労困難者)

①のうち、ア、イ、ウ、エ、オ及びカとする。ただし、既に静岡市の他事業で目標を定めているカについては、活動指標又は成果指標を測る実績値の算入対象とはしない。

4 業務の仕様

具体的な業務内容は次のとおりとする。

(1) 本業務の運営及び進捗管理

本業務及び関連する事業全体の管理・マネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図ること。

(2) 就労困難者の雇用を検討する企業等への相談支援(コンサルティング)

新規開拓した企業等に対し、就労困難者の雇用に必要な各種指導・助言を行うこと。各種指導・助言の具体的な内容の例示は次のとおりである。

求人方法、業務最適化、業務切り出し、採用までの手続き、採用後の定着促進、インクルーシブ雇用に関する社内教育、関係機関の紹介、使用可能な各種支援制度の紹介など

(3) 就労困難者及び企業等向けの事業PRウェブサイト作成・運用

就労困難者及び企業等向けに事業をPRするウェブサイトを作成し、業務期間を通じて運用すること。ウェブサイトは、必ずしも事業専用に独自に構築する必要はなく、受託者が現に運用してるウェブサイトの中に専用ページを作成する方法でも構わない。

なお、事業に係る公式ソーシャル・ネットワーキング・サービスのアカウントを開設し、前述のウェブサイトとともに運用することで、効果的にPRすること。

(4) インクルーシブ雇用に関する普及啓発・イベント

インクルーシブ雇用の理念や考え方を幅広く広報し、理解を促進するための普及啓発・イベントを開催すること。普及啓発・イベントは、特に就労困難者が積極的に参加することができるものとし、将来的な就労に結び付くようなものにすること。なお、普及啓発・イベントの対象者は特に限定せず、幅広く企業等及び市民の一般とすること。

(5) 企業等向けのインクルーシブ雇用研修（セミナー）

主に企業等の経営者及び人事担当者向けに、インクルーシブ雇用を実践するための研修（セミナー）を開催すること。なお、研修参加企業は、新規開拓した企業等に限らず、幅広く参加を呼びかけること。

(6) 就労困難者の雇用可能性のある企業等の新規開拓

① 就労困難者雇用の意向又は興味関心のある企業等を訪問し、各種説明を行い、理解をいただくことで、インクルーシブ雇用に協力してくれる企業等を新規開拓すること。なお、各種説明の具体的な内容の例示は次のとおりである。

事業の理念・目指す姿、多様な就労困難者雇用のメリット、受けられる各種支援の概要など

② 新規開拓した企業等は、実際の雇用有無にかかわらず「協力企業」としてリスト化すること。なお、企業等へ次の内容を説明し、了解を得ること。

ア 協力企業リストに搭載すること。（ただし、リストは現時点では公開せずに、受託者及び静岡市のみで共有する。なお、将来、公表することになる場合は、改めて意思を確認する。）

イ 協力企業リストに基づいて、就労困難者の紹介やマッチング支援を行うこと。

ウ 翌年度以降に本事業が継続する場合は、静岡市を通じて次の受託者へ協力企業リストを提供すること。

エ 協力企業リストからの削除をいつでも申し出ることができること。

③ 新規開拓した企業等から求人の申し出があった場合は、受託者が許可を受けている職業紹介事業の条件に従って対応すること。なお、この際は、公共職業安定所（ハローワーク）へも求人を出すように勧奨すること。

(7) 企業訪問及び就労困難者との相談において使用する広報資料の制作

企業訪問及び就労困難者との相談において使用する各種広報資料（パンフレット）等を制作し、使用すること。また、制作した各種広報資料（パンフレット）の電子媒体を、上記（3）のウェブサイトに掲載すること。

(8) 就労を希望する就労困難者へ就労相談支援

就労を希望する就労困難者へ就労相談支援を実施し、就労へ繋げること。この際は、受託者が許可を受けている職業紹介事業の条件に従って対応すること。なお、各種支援機関や既存制度を活用して、効果的に実施すること。

(9) 企業等の求める人材と就労希望者の能力・適性判断（マッチング）支援

企業等と就労希望者とを繋げ、雇用に結びつけるための各種支援（マッチング支援）を実施すること。この際は、受託者が許可を受けている職業紹介事業の条件に従って対応すること。

(10) 雇用された就労困難者の雇用継続のための本人及び企業等へのカウンセリング、助言等

雇用された就労困難者が持続的に雇用され続けるための定着支援として、雇用企業を定期的に訪問し、本人及び企業等へ各種支援を実施すること。

(11) 商工会議所等の関係団体への広報協力依頼

商工会議所等の関係団体に対し、事業の広報の協力を依頼すること。なお、依頼先は受託者が開拓すること。ただし、依頼に際して静岡市の申し添え等が求められている場合は、静岡市は必要な範囲で協力する。

(12) 就労困難者を支援する各関係機関との連携

就労困難者を支援する各関係機関と連携すること。なお、連携先は受託者が開拓すること。ただし、連携に際して静岡市の申し添え等が求められている場合は、静岡市は必要な範囲で協力する。また、求人情報を取り扱う「公共職業安定所（ハローワーク）」や、就労を希望する就労困難者からの相談が多数、寄せられる「静岡市役所内の就労総合相談窓口（静岡市誰もが活躍推進協議会運営）」とは特に綿密な連携、情報共有を図ること。

(13) 支援手法・困難者判定の検証・考察

- ① 実績及び成果を踏まえ、必要に応じ有識者の指導・助言のもと、支援手法・困難者判定の検証・考察を実施すること。なお、検証・考察内容は、将来のインクルーシブ雇用モデルの確立やその自走化を意識したものとする。
- ② 検証・考察結果は、レポートとして取りまとめた上で、論拠となるデータ等とともに業務完了報告書に添えて提出すること。

(14) 実施状況の報告

- ① 次の実績及び成果を取りまとめ、各月末時点の事業の状況を翌月10日までに月次報告書として提出すること。なお、3月分については、3月31日までに提出すること。報告様式は、任意様式とする。

区分	取りまとめ内容	取りまとめ頻度
ア 実績	(ア) 企業訪問数	毎月
	(イ) 新規開拓企業数（協力企業リスト搭載数）	毎月
	(ウ) 企業等への相談支援（コンサルティング）件数	毎月

	(エ) 普及啓発・イベント参加者数	開催の都度
	(オ) 研修参加者数	開催の都度
	(カ) 公式ソーシャル・ネットワーキング・サービス新規登録者数	毎月
	(キ) 就労困難者への就労相談支援件数	毎月
	(ク) マッチング支援件数	毎月
	(ケ) 雇用継続のための本人及び企業等へのカウンセリング・助言件数	毎月
イ 成果	(ア) 新規雇用者数	毎月
	(イ) 生産性向上企業割合	業務終了時

② 上記①以外で、静岡市から実施状況等について報告を求められた場合、受託者は求められた事項について速やかに報告すること。

(15) デジタル技術の積極的な活用

上記（２）から（12）までの内容を実施するにあたっては、支援する企業等又は就労困難者の利便性向上に資するデジタル技術を積極的に活用すること。また、協力企業が企業間での情報交換や専門家に対し相談できる情報プラットフォームを構築・運用すること。

5 実績及び成果の目標値（K P I）

（１）業務の実施に係る実績及び成果の目標値の最低値は次のとおりとする。

- ① 労働生産性向上企業の割合：令和６年度実績値比7.5パーセント増とする。
- ② 就労困難者の新規雇用数：25人
- ③ 新規開拓企業数：150社
- ④ 普及啓発・イベント参加者数：100人
- ⑤ 研修参加者数：50人

「① 労働生産性向上企業の割合」の測定方法は、就労困難者を新規雇用した企業への聞き取り（アンケート）により測定するものとする。

なお、同目標について、静岡市が国庫事業の採択を受けている新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）実施計画上では令和７年度以降、令和６年度実績値比で毎年度7.5パーセントずつ増加させることとしている。

（２）受託者は、上記（１）以上であり、かつ、実現可能性が高いと認められる目標値を設定し、提案すること。

なお、上記（１）の①の目標値は、令和６年度実績値確定結果を踏まえて、契約締結時に別途協議するため、プロポーザル応募時に具体的な目標値を定める必要はない。ただし、受託者は、プロポーザル応募時に、労働生産性向上企業の割合の増加させるために必要な具体的方策をあらかじめ提案すること。

おって、それぞれの目標値を提案する際は、実現可能性が高いことを客観的に示す根

拠（具体的な業務実施方法、連携予定先など）を示すこと。

6 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

7 完了報告

受託者は、業務完了後、速やかに以下の書類を書面及び磁気記録媒体等にて提出すること。

（１）業務完了報告書

（２）実績報告書

上記４の（１４）にて取りまとめた内容の年間実績・成果を記載するほか、業務全般の実績を記載すること。

（３）支援手法・困難者判定の検証・考察（レポート）

（４）その他参考となる資料

8 留意事項

- （１）本業務の遂行に当たっては、静岡市と連携を密にし、疑義が生じた場合は、静岡市、受託者双方が協議の上、これを処理する。
- （２）本業務の目的を十分に把握し、本業務の遂行に必要となる事項について静岡市と調整を図り、適切な事業計画を立案・作成すること。
- （３）著作権、肖像権等、他の個人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- （４）本業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏えいがないように注意すること。また、静岡市が提供する資料等を第三者に提供し、又は目的以外に使用しないこと。
- （５）受託者は、本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合、個人情報の保護に関する法律及び静岡市個人情報保護条例を遵守すること。
- （６）本業務の遂行に当たって、受託者と関係者等との間の苦情、トラブル等が発生した場合は、受託者が迅速かつ誠実に対応すること。対応が困難な苦情等が発生した場合は、迅速に静岡市に報告し、対応を協議すること。
- （７）本業務で得られた成果物（上記７の報告書を含む。）に係る全ての権利は、静岡市が所有するものとする。また、静岡市は、個人情報等の公開できない情報を除き、当該成果物を自由に公表し、また使用することができる。
- （８）本仕様書に定めのない事項については、静岡市、受託者双方が協議の上、これを決定する。